

令和4年度 万福寺檜山公園有効活用推進業務委託仕様書

(適用範囲)

- 1 本仕様書は、川崎市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「令和4年度 万福寺檜山公園有効活用推進業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

本業務は、川崎市契約条例、同規則、委託契約書及び、本仕様書に基づいて実施するものとする。

(業務目的)

- 2 新百合ヶ丘駅周辺地区は、昭和59年に完成した土地区画整理事業や官民連携によるまちのルールづくりなどにより現在のまちの骨格が形成され、現在では、商業・業務・公共機能の集積に加え、文化・芸術施設の立地や豊かな自然環境などの地域資源を活かした賑わいと魅力のあるまちづくりに取り組んでいる。また、近年は、駅周辺の公共空間を活用して「しんゆりステーションピアノ」や「しんゆりフェスティバル・マルシェ」を開催するなど、地域と連携し、更なるまちの賑わいや魅力向上に寄与する取組を進めている。

今後は、まちの骨格が形成された当時の周辺環境の変化を踏まえつつ、駅周辺の高経年化した建築物の更新や低未利用地の土地利用転換、さらに、平成31年1月に事業化判断された横浜市高速鉄道3号線（以下「3号線」という。）延伸などの機会を適切に捉えた、ハード・ソフト両面からの総合的なまちづくりを推進する必要がある。また、3号線延伸などの大規模事業は一定の時間を要することとなるため、中長期的なまちづくりに加え、短期的な賑わい形成の取組を行うなど、これまでのまちの魅力や賑わいの継続を図りながら、短期及び中長期的なまちづくりを段階的かつ計画的に推進する必要がある。

本業務は、新百合ヶ丘駅周辺の地域資源かつ公共空間である公園緑地等のポテンシャルを最大限に活かす短期的なまちづくりの取組の一つとして、万福寺檜山公園において、まちの新たな魅力や賑わいに繋がる実証実験を実施し、今後の有効活用の方向性について検討を行うものである。

(業務内容)

- 3 本業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 公共空間を活用した実証実験の実施

まちの新たな魅力や賑わいに繋がる実証実験として、万福寺檜山公園において、その立地やポテンシャルを活かしたイベントを開催し、継続的な活用にあたっての課題やニーズ等を把握することで、今後の有効活用の方向性について整理する。

① 新百合ヶ丘駅周辺の公園緑地等の活用についての検討

- ・新百合ヶ丘駅周辺の現状や今後のまちを取り巻く環境の変化等を踏まえつつ、駅周辺の公園緑地等の短期的及び中長期的な活用方針案について検討を行う。
- ・活用方針案の実現に向けた段階的な取組とスケジュールについて検討を行う。

② 実証実験の具体的実施内容に関する企画提案

- ・①で検討した内容を踏まえて、今年度を実施するイベントの具体的実施内容について企画提案すること。
- ・実施する時期は、令和4年11月から令和5年3月までの期間とし、3回程度の開催を基本とする。また、各イベントの期間は、1日若しくは連続する2日間を基本とする。
- ・各イベントで異なるコンテンツを実施するなど、今後の継続的な活用にあたっての幅広いニーズや課題の把握に資する企画とすること。
- ・本市内を中心に活動している地域人材や新百合ヶ丘駅周辺で行われる地域イベントと連携したコンテンツの実施など、本市や駅周辺の魅力を発信する企画とすること。
- ・新型コロナウイルスを想定し、密を避けるなどの「ニューノーマル」の実践等、社会情勢を踏まえた実施内容とすること。

③ 関係者との調整

④ 参加者の募集方法の企画及び広報の実施

⑤ 実証実験の準備（必要な資材の調達を含む）

⑥ 実証実験の実施

⑦ アンケート調査の実施

⑧ 実証実験の結果を踏まえた、今後の有効活用に向けた方向性の提案

(2) 報告書作成

本業務の実施内容を報告書としてとりまとめる。また、報告書の内容に疑義や不足等がある場合、甲は乙に修正等適切な対応を求めることができる。

(実施計画書)

- 4 乙は、契約締結後速やかに甲と十分な打合わせを行い、業務着手届、業務実施計画書（業務概要、工程表、組織表など）を提出し、甲に承認を得なければならない。また、業務実施計画書の内容に変更が生じる場合、乙は、変更内容について甲と協議を行い、甲に承認を得なければならない。

(契約期間)

- 5 契約締結日から令和5年3月31日までとする。

(各種法令等に関する手続き)

- 6 本業務の遂行上、必要となる各種法令等に関する手続きは、乙が行うものとする。

(貸与資料)

- 7 甲は、本業務の実施にあたり、必要に応じて乙に関係資料を貸与するものとする。乙は貸与された資料を、甲の許可なく他の目的に使用したり、第三者に譲渡したりしてはならない。また、貸与された資料は、業務終了後、速やかに返却するものとする。

(報告の義務)

8 本業務の遂行中、適宜、乙より進捗状況を報告するものとする。

(損害及び危害)

9 乙は、本業務の遂行に際し、他に損害及び危害をおよぼさないようにし、損害を与えたときは、乙の責任において処理すること。また、近隣住民などから苦情等があった場合は、乙において丁寧に対応するものとし、その結果を甲に報告すること。

(疑義)

10 本業務を遂行するにあたり、疑義が生じた場合は速やかに甲とその内容について協議するものとする。

(秘密の保持)

11 乙は、本業務遂行中に知り得た情報を甲の許可なしに、他の目的に利用してはならない。

(成果品の帰属)

12 本業務で得られた成果品は全て甲の所有とし、甲の許可なしに他の公表、貸与、使用をしてはならない。甲は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。

(成果品)

13 成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------------|----|
| (1) 報告書（概要書含む） | 1部 |
| ・業務の実施状況が分かる写真 | |
| ・本業務遂行時において作成した成果物（計画書や広報物等） | |
| ・アンケートの集計結果 | |
| ・実証実験の結果を踏まえた、今後の有効活用に向けた方向性の提案 | |
| ・その他本市が必要と認めるもの | |
| (2) 報告書の電子データ（CD-R） | 1式 |

(その他)

14 新型コロナウイルス感染拡大等の社会情勢の変化等やむを得ない理由により、イベントの内容等に変更が生じる場合や、イベントが中止となる場合には、本件委託に係る事業の内容や契約金額等について甲と乙で協議を行い、変更契約等の手続を行うものとする。